

令和 3 年

## 第 6 回大津町議会臨時会会議録

開 会 令和 3 年 10 月 8 日

閉 会 令和 3 年 10 月 8 日

大 津 町 議 会

## 諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告
- 専決事項の報告（2件）
- 令和3年度大津町一般会計・特別会計補正予算の概要

# 令和3年第6回大津町議会臨時会会議録

令和3年第6回大津町議会臨時会は町議場に招集された。(第1日)

令和3年10月8日(金曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎      2番 田代 元気      3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢      5番 大塚 益雄      6番 三宮 美香 7番 山部 良二      8番 山本 富二夫      9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二      11番 大塚 龍一郎      12番 坂本 典光 13番 永田 和彦      14番 津田 桂伸      15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄																																				
欠席議員																																					
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 府内 淳貴																																				
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>金田 英樹</td> <td>会計管理課 兼 会計課 長</td> <td>元田 正剛</td> </tr> <tr> <td>副町 長</td> <td>佐方 美紀</td> <td>総務部総務課主幹 兼 行政係 長</td> <td>吉良 元子</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>藤本 聖二</td> <td>兼 法制執務係 長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民生活部長</td> <td>坂本 光成</td> <td>総務部財政課課長補佐 兼 財政係 長</td> <td>大塚 昌憲</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部長 兼 新型コロナウイルス感染症対策室長</td> <td>矢野 好一</td> <td>教 育 長</td> <td>吉良 智恵美</td> </tr> <tr> <td>産業振興部長 兼 併任工業用水道課長</td> <td>田上 克也</td> <td>教 育 部 長</td> <td>羽熊 幸治</td> </tr> <tr> <td>都市整備部長</td> <td>村山 龍一</td> <td>教 育 部 次 長</td> <td>平岡 馨</td> </tr> <tr> <td>総務部次長 兼 総務課長 兼 選挙管理委員会書記長</td> <td>白石 浩範</td> <td>農業委員会事務局長</td> <td>高橋 和秀</td> </tr> <tr> <td>総務部財政課長</td> <td>清水 和己</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町 長	金田 英樹	会計管理課 兼 会計課 長	元田 正剛	副町 長	佐方 美紀	総務部総務課主幹 兼 行政係 長	吉良 元子	総務部長	藤本 聖二	兼 法制執務係 長		住民生活部長	坂本 光成	総務部財政課課長補佐 兼 財政係 長	大塚 昌憲	健康福祉部長 兼 新型コロナウイルス感染症対策室長	矢野 好一	教 育 長	吉良 智恵美	産業振興部長 兼 併任工業用水道課長	田上 克也	教 育 部 長	羽熊 幸治	都市整備部長	村山 龍一	教 育 部 次 長	平岡 馨	総務部次長 兼 総務課長 兼 選挙管理委員会書記長	白石 浩範	農業委員会事務局長	高橋 和秀	総務部財政課長	清水 和己		
町 長	金田 英樹	会計管理課 兼 会計課 長	元田 正剛																																		
副町 長	佐方 美紀	総務部総務課主幹 兼 行政係 長	吉良 元子																																		
総務部長	藤本 聖二	兼 法制執務係 長																																			
住民生活部長	坂本 光成	総務部財政課課長補佐 兼 財政係 長	大塚 昌憲																																		
健康福祉部長 兼 新型コロナウイルス感染症対策室長	矢野 好一	教 育 長	吉良 智恵美																																		
産業振興部長 兼 併任工業用水道課長	田上 克也	教 育 部 長	羽熊 幸治																																		
都市整備部長	村山 龍一	教 育 部 次 長	平岡 馨																																		
総務部次長 兼 総務課長 兼 選挙管理委員会書記長	白石 浩範	農業委員会事務局長	高橋 和秀																																		
総務部財政課長	清水 和己																																				

## 会 議 に 付 し た 事 件

議案第51号	大津小学校校区学童保育施設建設工事（建築）請負契約の締結について
議案第52号	令和3年度大津町一般会計補正予算（第6号）について
議案第53号	令和3年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議 事 日 程 (第 1 号)      令和 3 年 1 0 月 8 日 (金)      午前 1 0 時 開会  
開議

日程第 1   会議録署名議員の指名

日程第 2   会期の決定

日程第 3   諸般の報告

日程第 4   議案第 5 1 号   大津小学校校区学童保育施設建設工事 (建築) 請負契約の  
締結について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 5   議案第 5 2 号   令和 3 年度大津町一般会計補正予算 (第 6 号) について

日程第 6   議案第 5 3 号   令和 3 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)  
について

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分   開会

開議

○議   長 (桐原則雄君)      皆さん、おはようございます。ただいまから、令和 3 年第 6 回大津町議  
会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

#### 日程第 1   会議録署名議員の指名

○議   長 (桐原則雄君)      日程第 1   会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規  
則第 1 2 7 条の規定によって、1 1 番大塚龍一郎議員、1 2 番坂本典光議員を指名します。

#### 日程第 2   会期の決定

○議   長 (桐原則雄君)      日程第 2   会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議   長 (桐原則雄君)      異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

#### 日程第 3   諸般の報告

○議   長 (桐原則雄君)      日程第 3   諸般の報告をします。

本臨時会における執行部の出席と本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

**日程第4 議案第51号 大津小学校校区学童保育施設建設工事（建築）請負契約の締結  
について**

**上程・提案理由の説明・質疑・討論・表決**

○議 長（桐原則雄君） 日程第4 議案第51号、大津小学校校区学童保育施設建設工事（建築）請負契約の締結についてを議題とします。

お諮りします。議案第51号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹君） 皆様、おはようございます。それでは、今回の臨時会に提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第51号、大津小学校校区学童保育施設建設工事建築請負契約の締結についてでございますが、令和3年8月12日に条件付一般競争入札の公告を行い、9月27日に入札を実施いたしました。入札の結果、宇都宮・鎌田建設工事共同企業体、代表者熊本県菊池郡大津町大字室2137番地の2、株式会社宇都宮建設、代表取締役宇都宮誠二様と7千40万円で工事請負契約を締結したいと思うものでございます。そのため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に定める予定価格5千万円以上の工事請負契約につき議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、おはようございます。議案第51号、大津小学校校区学童保育施設建設工事の請負契約の締結について御説明を申し上げます。

議案集は1ページと2ページ、説明資料集は1ページからになります。

工事の概要等につきましては、後ほど健康福祉部長が説明をいたしますので、私のほうからは、入札関係について御説明を申し上げます。

大津町一般競争入札等に係る事務手続処理要領に基づきまして、条件付一般競争入札を実施いたしました。

説明資料集の1ページを御覧いただきたいと思っております。建設工事の種類は、建築一式で大津町特定建設工事共同企業体事務取扱規程に基づきまして、特定建設工事共同企業体への発注工事とし、共同企業体への構成員数は2者もしくは3者としております。代表構成員は町の格付建築Aとし、構成員2は町格付建築B又はCとし、構成員3は町格付建築Cとしております。営業所の所在地は、代表構成員、構成員2、3とも町内に主たる営業所を有することとしております。施工実績に関する事項では、代表構成員は平成19年度以降元請として、熊本県内において完成したRC造、S造、または木造の建築一式工事で請負金額が5千万円以上の新築、増築、改築または改修工事の施工実績を有することとしております。

また、配置予定技術者に関する事項でその資格要件といたしまして、代表構成員は①としまして、左記の施工実績に関する事項同等以上の実績を満たす工事で、監理技術者、主任技術者、又は現場代理人としての施工経験を有すること。二つ目に、建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。三番目に当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が連続して3か月以上ある者。この全ての条件を満たす技術者を専任で配置できることとしております。令和3年の8月12日に、条件付の一般競争入札の公告を行いまして、入札参加者資格を確認し、9月の27日に入札を実施いたしました。

2ページをお願いいたします。入札の結果について御説明をいたします。入札参加者は4社で入札参加者及び出資割合、入札金額、入札比率につきましては、記載のとおりでございます。入札の結果、宇都宮・鎌田建設工事共同企業体代表者の株式会社宇都宮建設代表取締役、宇都宮誠二様が6千400万円で落札をされ契約金額は7千40万円となっております。

工期は議会の議決承認を経まして町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から令和4年の5月20日までとしております。なお、予定価格等につきましては、左の下に記載のとおりでございます。

以上、よろしく御願いたします。

○議長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） おはようございます。議案第51号、大津小学校校区学童保育施設建築工事の概要について御説明させていただきます。

この工事は、大津小学校校区の放課後児童クラブの利用児童の増加に伴い、大津小学校敷地内に、1クラブ40人の定員から、2クラブ80人の定員とし、木造2階建て、学習室2室の学童保育施設として新築するものです。

説明資料集の3ページをお願いいたします。建物の配置図になります。

今回、新築する学童保育施設は、大津小学校敷地の南東部、運動場の東側に整備します。建築場所は図面の斜線部分になります。

説明資料の4ページをお願いいたします。施設の平面図になります。今回、新築する施設は、延

べ床面積は約271.61平方メートルで、内装は床が複合フローリング板、腰壁は杉羽目板です。学習室2室、事務コーナー、トイレ、脱衣所などからなり、1階には相談室、2階には会議室を設け、事務所は子供たちを見渡せるように、カウンターで仕切りをすることとしております。

説明資料の5ページをお願いいたします。施設の立面図になります。右下が東側の立面図で、建物東側に玄関を設けております。また、図面左上が北側の立面図で、階段があり2階の玄関となります。

今後のスケジュールにつきましては、本日、御議決をいただいた後に、本契約を行い、その後、本体工事を着工し、来年5月末には完成予定となります。

以上が工事の概要です。よろしくをお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 質疑を行います。

きれいな施設が出来るのはいいんですけども、管理計画、今後末永くきれいに使っていただく良好な状況でですね。そういったものというものはありますか。質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 永田議員の質疑にお答えさせていただきます。

本計画は大津町の第2期の子ども子育て支援事業計画の中で、大津小学校校区の学童保育施設の充足を満たすために整備を行うものです。現在、大津小学校の学童保育施設の登録者数は293名となっております。計画では290名ということで大体総意しております。今後大津小学校は児童数が今後増えていくという計画の中でも、今回2クラブということで定数を増設することで、対応は可能という形で考えております。

○議 長（桐原則雄君） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 再度、質疑をいたします。

ちょっと質疑の仕方が悪かったのかなと思いますけれども、要するにハード管理計画ですね。例えば、293名、290名のところで考えているというところで、もう満杯状態ですよ。こういった施設で問題になるのは、結局ソフト的な計画は立てるんです。しかし、ハードの管理の計画というのをきちんと立てておかないと、機械とか施設とかハード類は分岐点がありまして、今修理をしておかなければ、元も子もなくなるよっていうようないろんな機材とか物があるんです。ですから、我々も長く議員をしまして、いろんな所に研修とかいってきちんとした管理ができていうのはやはり減価償却も頭の中に入れておられますけれども、いろんな所で次はあそこが悪くなるもんねって。あそこの予算が必要になるもんねとかいうような、やはり予測までした管理までされているんですよ。ですから、公金を使ってやはり建てますので、そういったハードの管理というのもソフトとイコールにして併せ持って建てていかなければ良好な学童保育もできないとなるん

ではないかなという質疑であります。

○議長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 永田議員の再質疑にお答えさせていただきます。

確かに、施設を大切に使うって長く使うということで良好な保育施設が確保できると考えております。今回の施設は整備できますと指定管理制度で委託したいと考えております。その中で、施設の管理計画等もきっちり明文化させていただければと考えます。又今回の指定管理期間が短い期間でありますが、令和6年には各町内の施設の指定管理を揃えるという形で全体的な町内の施設の有効な活用も図っていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第51号、大津小学校校区学童保育施設建設工事（建築）請負契約の締結についてを採決します。この採決は、電子採決によって行います。

議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第52号から日程第6 議案第53号まで一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄君） 次に、日程第5 議案第52号、「令和3年度大津町一般会計補正予算（第6号）について」から日程第6 議案第53号、「令和3年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についての2件を一括として議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町長（金田英樹君） 提案いたしました議案につきまして、御議決をいただき誠にありがとうございました。

次に、議案第52号、令和3年度大津町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、

今回の補正は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業者支援分等の追加交付に伴う新型コロナウイルス対策関連の補正で、町内の飲食店や宿泊事業者等に対して飲食宿泊事業者等緊急支援金を給付するものが主なものでございます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2千328万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を168億4千711万6千円とするものでございます。

次に、議案第53号、令和3年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の感染等に伴う傷病手当金の支給が主なものでございます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ22万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億5千524万円とするものでございます。議案第52号及び議案第53号につきましては、補正予算でございますので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 議案第52号の令和3年度大津町一般会計補正予算（第6号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係ります地方創生臨時交付金の国庫補助事業等の地方負担額を基礎とした算定分の追加交付、それから事業者支援分交付に伴い追加交付に伴う事業の財源組替え、それから事業者支援分の対象事業の計上を行っております。

補正予算書の1ページをお願いいたします。あわせまして、予算の概要もお願いいたします。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2千328万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を168億4千711万6千円とするものです。

それでは、歳入から御説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

款15、項2、目5総務費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の国庫補助事業等の地方負担額を基礎としました算定分の追加交付、それから事業者支援分になります。新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金については、関連事業に対して充当を行っております。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

款2、項1、目11地域づくり推進費は、新型コロナウイルス感染症対策に係ります地方創生臨時交付金の国庫補助事業等の地方負担額を基礎としました算定分の追加交付に伴うもので、財源組替えを行っております。地域コミュニティーの感染予防として実施しております地域づくり活動支援事業補助金に充当をしております。

款7、項1、目6新型コロナウイルス感染症対策費、節18補助金につきましては、飲食宿泊事業者等緊急支援金として町内のスナックあるいは飲食店それからタクシー関係の事業者に対しまして、一律10万円を給付するものです。県が第3者として認証を行います感染防止対策認証店につきましては、更に10万円の加算を行うこととしております。また、宿泊事業者につきましては、1室2万円、上限50万円としております。その他の事業者につきましては、8月、9月の売上高が前年または前々年の同月比で、50%以上減少した事業者に対して支援を行うものになります。款の13予備費で財源調整をしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 私のほうからは、議案第53号令和3年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明させていただきます。

今回の補正は、新型コロナウイルスに感染または感染の疑いがある給与収入のある被用者に対して、療養のため十分な収入が得られない場合に、国の制度又は町の条例に基づきまして傷病手当金を支給するための補正予算となります。

補正予算書の1ページ、概要書は2ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ22万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5千524万円とするものでございます。

歳出から御説明をさせていただきます。

予算書の9ページをお願いします。款2、項6、目1、傷病手当金、節の18負担金、補助及び交付金は、被保険者の生活を保障するとともに、療養を促すことで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図ることを目的として、新型コロナウイルスに感染した被保険者等に対し、傷病手当金を支給するための費用となっております。国の基準に従い、令和2年1月から令和3年12月までを支給対象の適用期間とし、申請予定者2名、今後の見込者2名、計4名分を見込んで算定した額を計上したものです。

続きまして、歳入について御説明いたします。予算書の8ページをお願いいたします。

款4、項1、目1、保険給付費等交付金、節の2特別交付金は、新型コロナウイルスに感染した被保険者等に対し、国が定める基準で傷病手当金を支給した場合、支給額の全額が特別調整交付金として交付されるものです。

以上で、議案第53号についての御説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議 長（桐原則雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 議案第52号の令和3年度大津町一般会計補正予算についてお尋ねをいたします。

今回、国の補助金が県を通じて交付をされるということですが、素朴な疑問ではありますが、県が割り当てた2千328万7千円はどういう根拠をもって割り振られたのかと。分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 今回、事業者支援分ということで事業メニューがきております。国がそれぞれの基準に基づいて各自治体に配分しておりますので、その配分された金額が今おっしゃった金額ということになります。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 先ほどの全協の説明では、事業者に対する支援分を国が各都道府県に決定し、それを受けて県が県内市町村に配分額を決定する。ということは、県が各市町村に対して配分額を決定したと理解したんですけど、どうやってその配分額を決定したのかというのを聞きたいんです。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 再質問にお答えいたします。

要するに国が事業者支援分として全体的な金額がございまして、それを各都道府県にその中で熊本県分として事業者支援分を交付いたします。そして更にその中で、各県内への市町村分への配分という形になります。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 国が各都道府県に割り当てたと。その県にきた割り当てされた金額を各市町村に熊本県が何を根拠にして、2千285万1千円という額を決めたのかということ。事業者数が幾つかあれば、人口割とか何らかの根拠があると思うんですけどね、それを知りたいんです。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 今回の支援金につきましては、まず県のほうが各自治体に対しまして事業者支援メニューをするということで、どういったことが考えられるかということで町からの計画書を出しております。それを詰められた中で、全体的に県のほうで分配をされたものと理解しております。

重ねて申し上げますと、具体的に人口割で幾らか明確な基準というのは示されておりませんが、あくまでもその事業者支援分の県が交付される前段として、それぞれの県内の各自治体に対しまして、事業メニューあるいは事業費あたりの調査をされまして県全体で取りまとめられまして、そして県全体の事業枠の中で配分をされたということで理解しておるということでございます。

○議長（桐原則雄君） いいですかね。もう3回してる。ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 議案第52号及び53号について質疑いたします。

52号につきましては、全協でも指摘しましたところですが、この支援金分ですね。これが、例えば支援金で出した場合は、イコール決算になってしまうということです。出して終わり、これを

どういふふうに使いましたか、支援金だから生活の糧に使いましたと言われて、これで終わりなんですよ。ですから、出すときに非常に気をつけなくてはならないということです。ですから、そういったこともきちんと把握しながら事業者を選定して、支援金を出す。支援金を出すことはもちろん悪いことではありません。しかし、公平性を欠いてはならないということです。ですから、その支援というの、例えばこれが53号に被さってくるんですけども、もうコロナの時期がコロナ禍が長くなってくると、コロナ倒産という話も結構聞いてくるんですね。ということは、コロナ倒産で失業された方々はどうなります。例えば延命措置というのが、飲食店やいろんなものに対して支援金を払ってどうにか延命して、もう再出発に備えてくださいというのは分かるんですよ。

ただ、本当に倒産されてしまって、そこの従業員だった方が大津町におられて、失業されている。これもそれこそ傷病と似たりですよ。だからこれってリンクするんですね。業者を助けて、そういった個人の町民は助けられないというふうにも悪くとればですよ。こういったものは取り方次第ですけどもなってくるんです。

だから例えば、52号についてはそういった不平不満が出ないようにしなければならないということです。だから出すときにきちんとした明文化した出した理由というのは必須条件だろうと思います。イコール決算ですから、それとまた53号についてはそういった失業に見舞われた方というのは、これは私は手を差し伸べるべきではないかなと。その対象になると思うんですよ。ただその把握は難しいでしょうが、そういったところというものもきちんと町は対処してこういうときの公金ですよ。こういったときに公金を出して、町民の方々が例えば子育て支援、子育て真ただ中の方々がおられるかもしれない。そういったことを考えますれば、とてもやっていけないと。失業保険もすぐは出ないとか。こういった場合は緊急に出したりするらしいですけども、すぐまた就労するにもなかなか難しいとかあると思うんですよ。だからそういったものというものもきちんと53号には視野に入っているのかと。例えば傷病と言ったときに、いろんな例えば職につかないで全国、寅さんみたいにおられますけれども、ああいった方々は例えばいろんなところで恵んでいただいたりするわけですよ。だけど、ああいった方々は病傷って言うんですね。傷病の逆だったと思いますけれども、手当として2千円なり3千円なり差し上げたりするんですね。そういったものにあたりはしないかなと思います。ですから、そういったものも視野に入れておかないといけないと思いますけれども、この補正予算を組むには、そういったニュアンスもちゃんと含めた今後を見越したものというものも説明もいつてくるのかなと。あくまでも事後対応でいくのか、それとも事前に今世の中を見回したらそういった方々が実際発生しているというものがおられるならば、調べて予算化するの筋ではないかなとそういうふうにも考えますので、この点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 田上産業振興部長併任工業用水道課長。

○産業振興部長併任工業用水道課長（田上克也君） ただいま永田議員の御質疑の点について御説明いたします。

全協でも御指摘がありましたように、原資が税であること。この点しっかり踏まえまして分配の

公平性がしっかり担保されるように、今後の制度設計の中で精査をして適切な執行を務めるように心がけたいと考えております。なお、国のほうで数十兆円規模の経済対策が具体的な事業名も挙げて実施されるのではないかとこの報道がなされております。町の今回の経済対策については、それに追随するといえますか、そこまでに何とか事業を継続していただけるような対策を交付金の趣旨どおり事業者の方の支援、それから早急な支援、認証制度の優遇配慮、その辺が担保できるような支援と考えておりますので、先ほどの説明も合わせましてしっかり取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 永田議員の議案第53号に対する質疑についてお答えさせていただきます。

今回の補正は、国民健康保険特別会計のほうで計上させていただいております国民健康保険の加入者に対する傷病手当金ということで、自営業者は含まれておらず給与収入のみの方、例えばアルバイトで1日幾らで収入を得られている方、もしくは月額でその期間療養の期間、仕事に就けなかった額が給与から減額されるというような方々に対して、その収入を補填するという形で傷病手当金、安心して療養していただくというところで、傷病手当金を支給するという形での予算になります。自営業の方々に対する支給など対象とした場合は、国の支援の対象にもなっておりませんし、自営業の方々は月額幾らという計算上、そこが収入が多いときと、少ないときと差がありますのでなかなか一概に対応できないという形になっておりますので、国民健康保険特別会計の中ではこの分の手当というのは対応できてないという形になっております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

確かに国民健康保険特別会計ですから、確かにそういった考え方ができると思います。しかしながら、失業したならば国民健康保険に変わるんですね。例えばそこが問題でありまして、国民健康というのは、保険税というのは、前年度の収入に対して計算をするんだったのですかね。今はリアルタイムに即計算をしてあげないといけないんですよ。ですから、社会保険関係で、いろんな会社に勤めて、そういった方々も失業すれば国民健康保険にならざるを得ないわけですよ。ですから、これはリアルタイムな言うならば査定というのができないということですよ。ですからセーフティネットして町も考えなくてはならないんじゃないですかということです。それが事後対応にしかありません。後から上がってきて非常に難儀されているという状況においてじゃなくて、今そういった方々はおられませんかというような予算立てが必要じゃないかということです。それが補正予算というものの充実です。今の補正予算というのは、当初予算でなんであげなかったかと言われてきたりするんじゃないですか。補正予算というのは、そこでは計算ができませんでしたというやつが補正予算でしょ。だからその補正予算というのがこのコロナ禍において非常にリアルタイムな対応を

しなければならぬという指摘を私はしているんです。だからそういったセーフティーネットでありますから、それをきちんとかういう時期に合った施策に持っていかないといけないという質疑でありますから、この点について、そういった予測というのも何もできてないかということを質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 永田議員の再度の質疑にお答えさせていただきます。

確かにコロナが長期間蔓延しておりまして、生活を著しく苦しくされている御世帯、個人の方もいらっしゃるかと思います。そういった方々に私たちは十分な対応をさせていただきたいと考えております。国保だけに限らず福祉の面からも対応は十分させていただきたい。相談にもものっていきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第52号、令和3年度大津町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。

議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に議案第53号、令和3年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。

議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。令和3年第6回大津町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前10時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年10月8日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 大塚 龍一郎

大津町議会議員 坂本 典 光